

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
福祉文教委員会	
予算決算委員会理事会	
議長会の動き	26
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	31
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京河川改修促進連盟	
市議会議員共済会	
青梅市議会新着図書目録	39
要綱・要領等の制定、改廃の状況	41
制定された要綱・要領	43
青梅市職員退職者感謝状贈呈基準	以下10件

議 会 日 誌

< 5 月 >

- | | | |
|------------------|---------|--|
| 10日 (火) | 午前10:00 | 議会運営委員会 |
| | 午後 1:30 | 三重県津市議会議員視察 [市役所一障がい者の社会参加に向けた取り組みについて] |
| 13日 (金) | 午前10:00 | 平成28年定例会 5月招集議会 本会議 [会期の決定、議案審議] |
| | 午後 2:30 | 全国自治体病院経営都市議会協議会総会 [都市センターホテル—山本議長、局長] |
| 16日 (月) | 午後 2:00 | 東京都市議会事務局長連絡会議 [調布市文化会館—一局長] |
| | 午後 3:30 | 全国競艇主催地議会協議会事務局長会議 [大森東急R E I ホテル—局長] |
| 16日 (月) ~17日 (火) | | 予算決算委員会理事会行政視察 [小松市、敦賀市] |
| 18日 (水) | 午後 2:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会正副会長・委員長会議 [青梅市役所—山本議長(会長)、局長、次長、庶務係長、森田主任] |
| | 午後 2:30 | 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場—野島・結城議員] |
| 19日 (木) | 午前 9:30 | 三重県いなべ市議会議員視察 [市役所—予算決算常任委員会の運営について] |
| | 午前10:30 | 平成27年度青梅市土地開発公社決算監査 [市役所会議室—結城監査委員] |
| 20日 (金) | 午前 9:00 | 広島県東広島市議会議員視察 [市役所—中心市街地活性化について (㈱まちづくり青梅の取り組み)] |
| 23日 (月) | 午後 1:00 | 関東都市監査委員会定期総会 [川崎市日航ホテル—結城監査委員] |
| | 午後 4:00 | 西多摩地区議長会会計監査・事務局長連絡会議・5月定例会議 [あきる野市役所—山本議長、局長] |
| 24日 (火) | 午後 2:15 | 東京都市議会議長会理事会・定例総会 [東京自治会館—山本議長、局長] |
| 25日 (水) | 午後 1:30 | 青梅市農業委員会農政部会 [市役所会議室—下田議員] |
| | 午後 3:00 | 青梅市農業委員会 [市役所会議室—大勢待・野島・下田議員] |
| | 午後 3:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会定期総会 [戸田市文化会館— |

		山本議長、鴻井副議長、山崎総務企画委員長、局長]
26日(木)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—結城監査委員]
	午後 3:00	議会運営委員会
27日(金)	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室—山本議長、主査]
	午後 2:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会・総会 [東京自治会館—山本議長(会長)、阿部・迫田・山田議員、局長、次長、庶務係長、調査係長、議事係長、森田主任、田中主任]
29日(日)	午後 1:30	青梅市環境美化大会 [市役所会議室—山本議長、野島環境建設委員長]
30日(月)	午後 1:30	東京河川改修促進連盟理事会 [調布市文化会館—山本議長、局長]
	午後 6:55	西多摩衛生組合議会議員事務事業説明会 [西多摩衛生組合—山内・山崎議員]
31日(火)	午後 1:00	全国市議会議長会定期総会・各委員合同会議 [東京国際フォーラム—山本議長、局長]
< 6月 >		
2日(木)	午後 2:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会会長事務引継 [府中市役所—山本議長、局長、次長、庶務係長]
3日(金)	午前10:00	平成28年定例会 6月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
6日(月)	午前10:00	本会議 [一般質問]
7日(火)	午前10:00	本会議 [一般質問]
8日(水)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
	午前11:00	福祉文教委員会現地視察 [青梅市障がい者サポートセンター]
	午前11:40	総務企画委員会現地視察 [ボートレース多摩川]
9日(木)	午前10:00	公共施設再編特別委員会
10日(金)	午前10:00	全員協議会 [<市長提出事項>… 1. 第16回姉妹都市ポッパルト市への青少年友好親善使節団派遣事業について、 2. 子ども議会の開催について、 3. 西多摩保健所の改築について、 4. 青梅市を当事者とした訴訟事件等の概況について、

5. 平成28年熊本地震への対応について、6. 青梅市国民保護計画の変更について、7. 青梅市商・工業振興プランについて、8. 平成28年度第1回ウメ輪紋ウイルス感染状況調査結果および平成28年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会（第1回）結果について、9. 新生涯学習施設（仮称）基本計画および基本設計に向けた対応について、〈議長提出事項〉…

1. 西多摩衛生組合議会議員からの報告について]

	午後 1:01	青梅市土地開発公社評議員会
	午後 1:30	総合病院建替検討特別委員会
14日（火）	午後 1:30	普通救命講習会(議員研修会)
17日（金）	午後 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
27日（月）	午前 9:30	青梅市農業委員会 [市役所会議室—大勢待・野島・下田議員]
28日（火）	午後 2:00	全国競艇主催地議会協議会定期総会 [ルネッサンスリゾートナルト—山本議長、鴻井副議長、山崎総務企画委員長、局長]
29日（水）	午前10:00	全国競艇主催地議会協議会視察 [ボートレース鳴門—山本議長、鴻井副議長、山崎総務企画委員長、局長]
	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—結城監査委員]
30日（木）	午後 1:30	青梅市農業委員会農政部会 [市役所会議室—下田議員]
〈7月〉		
5日（火）	午前 8:15	青梅、羽村地区工業用水道企業団議会行政視察 [高萩・北茨城広域工業用水道企業団—田中・榎澤・鴨居議員]
7日（木）	午前 9:30	青梅市都市計画審議会 [大会議室—みねざき・藤野・ひだ・片谷・湖城・島崎・天沼議員]
8日（金）	午後 1:30	議員年金に関する研修会 [都市センターホテル—森田主任]
	午後 2:00	東京都市議会議長会中堅幹部職員研修会 [東京自治会館—一次長]
	午後 2:00	青梅・日の出間都道整備促進協議会理事会 [教育委員会会議室—小山・鴨居・島崎議員]
	午後 2:00	東京都市監査委員会役員会 [三鷹市公会堂—結城監査委員]
	午後 2:30	青梅・日の出間都道整備促進協議会総会 [大会議室—山本議長、小山・鴨居・島崎議員]

- 12日（火） 午前 9:30 病院事業会計決算審査・経営健全化審査〔青梅市立総合病院
—結城監査委員〕
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会正副委員長
会議〔狛江市役所—阿部議員、主査〕
- 13日（水） 午前 9:30 福祉文教委員会行政視察〔杉並区、福生市〕
- 14日（木） 午後 1:00 東京河川改修促進連盟総会及び促進大会〔調布市グリーンホ
ール—山本議長、鴻井副議長、迫田・山田・片谷・大勢待・
工藤・榎澤・湖城・島崎・天沼・山内・野島・下田議員、
局長、庶務係長〕
- 午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会・議案説明会〔東
京自治会館—小山議員〕
- 20日（水） 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会正副委員長
会議〔武蔵村山市役所—迫田議員、庶務係長〕
- 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治
会館—森田主任〕
- 午後 1:30 全国市議会議長会建設運輸委員会〔全国都市会館—山本議長、
局長〕
- 21日（木） 午後 2:00 東京都市議会事務局長研修会・事務局長連絡会議〔東京自治
会館—局長〕
- 25日（月） 午後 2:00 鳥取県米子市議会議員視察〔市役所—浄化槽市町村整備推進
事業（市設置型浄化槽事業）について〕
- 午後 3:00 青梅市農業委員会〔市役所会議室—大勢待・野島・下田議員〕
- 26日（火） 午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室—結城監査委員〕
- 27日（水） 午後 1:30 子ども議会（いじめゼロ宣言・子ども議会）
- 午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会〔東京区政会館—
小山議員〕
- 28日（木） 午前10:00 全員協議会〔<市長提出事項>…1.第6次青梅市総合長期
計画改訂素案について、2.青梅市墓地公園あり方検討委員
会報告書について、3.新生涯学習施設（仮称）建設に向け
た進捗状況について〕
- 29日（金） 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会〔東京自治
会館—阿部議員、主査〕

行政視察報告

福祉文教委員会

福祉文教委員会では、今後の給食センターの整備のあり方や地産地消など食育について研究するため「青梅市の食育及び給食センターの整備のあり方について」を所管事務調査事項とし、平成28年1月に北海道旭川市へ、平成28年4月に青梅市藤橋調理場の視察を行うなど調査を進めてきたが、さらに先進自治体における具体的な取り組みを調査する必要があると判断し、杉並区及び福生市を視察した。

視察地 東京都杉並区、東京都福生市

視察日 平成28年7月13日（水）

視察事項 杉並区…杉並区の学校給食について

福生市…福生市の新学校給食センター建設について

参加者 （委員長）山内公美子 （副委員長）鴨居孝泰

（委員）迫田晃樹、藤野ひろえ、ひだ紀子、

大勢待利明、天沼 明、鴻井伸二

（随 行…増田次長、遠藤庶務係長、田中議事係主任）

◎杉並区の学校給食について

1 杉並区の学校給食の主な特色

- (1) 全ての区立学校65校で、自校式調理方式による給食を実施し、うち51校で民間に調理と清掃部分の委託を行っている。
- (2) 献立は、教育委員会の栄養士と学校栄養士が協力して、毎月の標準献立を作成し学校に提供している。
- (3) 心のこもった手作りの給食にこだわり、鰹節や煮干などから丁寧に汁を取って、1食1食を大切に作っている。

2 食育や地産地消の取り組みについて

(1) 食育の目標

総合目標として、「楽しく食べて心とからだを育むすぎなみの子」と「大人になっても健康で楽しく暮らせるすぎなみ」を定め、小学校は「食べ物に興味・関心がもてる子」、中学校は「自分の健康を自分で考える力を養い自分らしい食生活を実現できる子」を目標として掲げている。

(2) 食育リーダーによる食育の推進

各学校では、食に関する指導(食育)全体計画を定め、学年ごとに年間指導計画を定めており、この計画を効果的に推進するために食育推進チーム及び食育リーダーを配置し、食育の推進に向けた校内指導体制を整備している。

ア 食育推進チームの主な役割

主幹教諭、保健主任、給食主任などの教職員と学校栄養士や家庭科教諭などの食に関する専門性をもった教職員で構成し、食に関する指導(食育)全体計画や年間指導計画の作成、学校内外における連絡調整及び食育に関する実施状況を評価し、改善・充実を図るなど食育の目標達成に努めている。

イ 食育リーダーの主な役割

食育推進チームが十分に機能するために、チームの中核的な役割を担うリーダーを選任し、食育推進の中心として、食に関する指導(食育)全体計画や年間指導計画の作成及び授業構築の際の助言を行っている。

(3) 食育リーダーへの支援

ア 食育リーダー研修

学校での食育の取り組みが効果的に行われるよう、年2回食育リーダー研修を実施し、実践授業の事例発表や外部講師による食育に関する講義及び民間業者等による食育出前授業の紹介などを実施

イ 食育出前授業の手配

民間業者が行う食育出前授業を教育委員会で手配し、10校程度で実施

ウ 食育教材の購入

食育リーダーから要望のあった食育教材の購入及び学校栄養士で組織されている部会で食育教材を開発する場合の支援

(4) 地産地消の取組み

杉並区内の農産物を学校給食の中で活用する地元野菜デー事業をJ A東京中央と協力し、平成20年度から実施(平成27年度実績 年4回実施し、参加校数延べ107校)

(5) その他の食育の取組み

ア 米飯給食の推進

杉並区では、週4回以上の米飯給食(飯碗導入校は週4.5回以上)を実施

イ 給食レシピの公開

料理レシピサイト「クックパッド」への掲載及び「おうちで食べたい 給食ごはん」を発刊

3 クックパッドへの献立レシピ掲載について

(1) 掲載までの経緯

以前より、保護者から家庭でも作りたい、レシピを教えて欲しいなどの要望や区議会から家庭での食育の推進という観点からレシピ本の発行について検討して欲しいとの要望があった。

平成26年度から、レシピ本を発行するという方針が決まり検討を進めていたが、発行費やレシピの更新等の問題もあり、インターネットレシピ検索サイトのクックパッドへの掲載について検討を始め、関係各課及び学校栄養士の協力を得て、平成27年9月1日より掲載をスタート

(2) 掲載の効果

- ア 平成28年6月末現在、掲載レシピ50品目、アクセス数36万件超、つくれば投稿96件
- イ 新聞等で紹介
- ウ P T Aから好評の意見
- エ 他自治体から掲載方法等の問い合わせ
- オ 出版会社数社から冊子化の提案

(3) 「おうちで食べたい 給食ごはん」の発刊

クックパッドへの給食レシピの掲載が好評により、出版社数社からレシピ本の発刊について提案を受け、平成28年6月17日に「おうちで食べたい 給食ごはん」を発刊（掲載78レシピ、初版発行数5,000部）

4 食物アレルギーへの対応について

(1) マニュアルに基づく食物アレルギー対応

区作成の「区立学校におけるアレルギー対応の手引き」、「アレルギー対応ホットライン取り扱いマニュアル」及び東京都発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき食物アレルギー対応を行っている。

(2) 食物アレルギー対応の基本方針概要

- ア 学校生活管理指導表に基づき食物アレルギーの原因食物を特定し、アレルギーを除去した給食を提供
- イ アレルギー専用の食器とトレイを導入
- ウ アレルギー食対応の児童、生徒であることを他の児童、生徒、保護者等とも共有し、学校全体で守っていく体制を整備
- エ 食物アレルギーの対応は、保護者・学校・医師の理解と協力のもと、各学校の食物アレルギー対応委員会で検討し決定

(3) アレルギー対策の強化の取り組み

杉並区実行計画（平成27年度～29年度）事業として、取り組みを推進

【平成27年度の取り組み】

- ① 区立学校におけるアレルギー対応の手引きの改訂
- ② 実践的なアレルギー講習会及び研修会の実施
 - ・エピペン使用方法講習会（区主催） 2回
 - ・アレルギー講習会（校長向け1回、副校長向け1回）
 - ・アレルギー事例検討会（栄養士向け） 1回
 - ・アレルギー講習・エピペン使用方法講習会（保護者向け） 1回
- ③ アレルギー対応ホットライン導入及び運用開始

区内特定医療機関に専用電話（PHS）を設け、アレルギー症状の対応に係る相談、助言及び救急搬送の受け入れ確保

【効果】

- ・重篤な症状になる前に医師からの指示のもと、迅速かつ適切な対応ができる。
- ・運動誘発アナフィラキシー等の場合は、学校に事前情報がないことが多いため、ホットラインの設置効果が非常に大きい。
- ・医師から直接指示を仰ぐことができるため、教職員の精神的な負担が軽減される。



杉並区役所で説明を聞く委員

5 杉並区立三谷小学校の学校給食への取り組みについて

住 所 杉並区上井草3丁目14番12号

児童数 504名（各学年3学級）

(1) 学校の目指す方向

三谷小学校は「杉並一の健やかな子の育成」を重点項目に掲げ、学校をあげて食育に取り組んでいる。食は「いのちのみなもと」、「いのちを育てること」、「いのちをいただくこと」、「いのちをつなぐこと」、そして、「いのちを通し

て思いやること」を食育を通して学んでいる。

平成26年度には文部科学省の推進するスーパー食育スクール事業校の指定に、平成27年度には東京都教育委員会の健康づくり功労（学校給食）優秀校に選ばれている。

(2) 学校給食の試食

ア 給食メニュー

麦ごはん、牛乳、梅干し(おにぎりの具)、さんまのかば焼き、枝豆サラダ、冬瓜スープ ※国産食材比率100%

イ おにぎり給食

三谷小学校では11月に、「弁当の日」を実施している。

弁当の日には家で1、2年生はおにぎりを、3、4年生はおにぎりとおかず1品を、5、6年生はお弁当を自分で作って学校に持ってきて、給食の時間に食べる。「おにぎり給食」は11月に作るお弁当の練習も兼ねて11月まで数回給食で児童自らがおにぎりを握って食べている。

山岸校長先生の話では、衛生面の問題や保護者からの反対など最初に実施するときには勇気が必要であったが、栄養教員が配置されていることの強みや、本校の教員ならできると思い踏み切ったとのこと。初めて「おにぎり給食」を行う前日には全教員で研修を行い、実際の配膳からラップを切るところまでのシミュレーションを実施、イメージで進めるのではなく、実際のシミュレーションが大事との話を聞いた。

今回は180グラムのごはんに梅干を入れてラップで包んで、おにぎりを作った。杉並区では区の方針として、食物繊維が多く含まれていることから、ごはんには10%～15%麦が入っている。



児童自らごはんをラップで包んでおにぎりを握る

◎福生市の新学校給食センター(防災食育センター)建設について

1 設置の経緯

福生市では、平成25年度に地域防災計画の修正を行い、避難所、災害備蓄倉庫、災害時炊き出し施設などの総合的な機能を併せ持つ、災害時対応施設を整備する施策を打ち出した。災害時には、避難生活者の受入れが可能となるとともに、災害時炊き出し施設（応急給食施設）として活用することで、市内全域の避難生活者に対して食事を提供することが可能となる。

一方、福生市の学校給食は小学校7校を対象に実施されており、中学校3校については、ランチルーム方式で対応していたが、従来から中学校給食実施への要望があることから、この応急給食施設を利用し、平常時には、市内の小中学校に給食を提供する施設として有効活用する。

また、実際に給食を調理している現場を見学できる施設や防災、食育等について、学習できる研修施設の整備を行い、食育学習拠点としても活用を図ることとなっている。

現在、防災機能と食育機能を併せ持つ「防災食育センター」として建設工事が進められており、平成29年5月に完成予定となっている。

なお、建設用地については、防衛省が所管する土地を無償で使用し、建設費等についても同省の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第8条（民生安定施設の助成）の補助金を活用することとなっている。

2 施設概要

場 所	福生市熊川1606番地1外
構 造	鉄筋コンクリート造+鉄骨造 2階建
敷地面積	9,807.58㎡
建築面積	3,847.82㎡
延床面積	4,835.42㎡
規 模	1階：調理室、洗浄室、炊飯室、研修室ほか 2階：災害備蓄倉庫、食育展示見学ホールほか
工事終期	平成29年5月31日
事業費	約30億円（うち防衛省補助金補助率約75%）

3 災害時の防災拠点としての役割について

(1) 災害時

ア 避難生活者（帰宅困難者の一時滞在含む）の受入れを行う避難所機能(受入可能避難生活者310人を想定)

イ 支援物資の受入、集積、仕分け、搬送や応援部隊の受入などの拠点機能

ウ 避難所開設に必要な毛布等の備品や応急給食実施に必要な米や乾燥具材等の備蓄機能（米4,500kg、乾燥具材45,000食分を備蓄）

エ 市内全域の避難生活者を対象に炊き出し等を実施する応急給食機能

(ア) 約15,000人を対象に災害発生後4日目以降、最低3日間応急給食を実施することを基本(おにぎりと汁物を想定)

(イ) 炊飯器の機能は2時間30分で米500kgを炊飯

(ウ) 都市ガス供給がストップした場合、LPガスにも対応できる調理器具を導入

(エ) 都市ガスを熱源とした常用発電機を導入(都市ガスがストップした場合圧縮天然ガスを使用)

(オ) 受水槽に余裕を持たせ、災害時には直接受水槽から給水可能

(カ) 流入調整層に余裕を持たせ、厨房排水を貯留(3日以降汲み取り)

(2) 平常時

ア 市内小中学校に給食を提供する学校給食機能(最大4,500食可能)

イ 実際に給食を作っている現場を見学でき、食育、防災、環境等について学べる食育学習機能

4 建設業者の選定方法について

(1) 発注方法について

市内業者の育成及び受注機会を増大させることを目的に工事を5分割（建築、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、厨房設備）に分けて発注を行った。

また、市の入札参加基準（設計金額が建築工事は5億円以上、設備工事は1億5千万円以上）により、特定建設共同企業体（JV）で行う発注工事となるため、JV方式による発注とした。JVの第2構成員の制限については、入札審査会に諮り、極力市内業者が参入できるような制限を設けて入札を実施した。

なお、厨房設備については、JVの第2構成員が市内及び西多摩地域に入札条件に該当する業者がいないことから、単体企業への発注として入札を実施した。

(2) 入札方法について

市の入札参加基準（設計金額5千万円以上）により、制限付一般競争入札の方法により行った。

また、給排水衛生設備については不調となったため、入札条件を見直し単体企業への発注として再度入札を実施した。

(3) 落札率について

建築工事99.98%、電気設備工事97.40%、空調設備工事96.97%、給排水衛生工事99.89%、厨房設備工事97.09%となった。

(4) その他

ア 給食センターを建設する場合、先に厨房設備の業者を決めてから、本体の業者を決定する方法があるが、福生市では基本計画を作る設計業者を選定する際、プロポーザルを実施し、その中で厨房設備の協力会社を記載させコラボさせる方法を取り入れた。これにより、給食センターを建設するための厨房に関しての専門的なノウハウを設計に反映させることができたため、厨房設備の入札は、本体の業者決定後に行った。

イ P F I手法での発注については、防衛庁の補助対象とならないため、当初の段階から検討項目として外れているとの説明を受けた。

P F I (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法



福生市防災食育センターの全体像と内部イメージパネル

【視察を終えて】

杉並区の学校給食では冷凍食品は一切使用しない、カレーはカレー粉と小麦粉から調理する、出汁は鰹節や煮干しからとるなど、手間と時間をかけて調理を行っているが、手間を手間と考えていないところが、本物の味を子供たちに伝えたいという思いがこめられていると感じられた。

また、食材の切り方によって食べ残しの量が違うなどの研究や調理と清掃部分を民間委託にすることでの経費の節減を図るなどの工夫と知恵が感じられた。交通事情

により学校までの給食配送に時間を要することなどから、自校調理方式を採用しているが、学校栄養士を中心に国産食材にこだわり、地産地消の取り組み、アレルギー対策など参考とすべき点があった。クックパッドへの給食レシピの公開やレシピ本の発刊については、学校給食という枠を超え全国に発信している取り組みについて参考とすべきと感じた。

三谷小学校では、山岸校長先生より、「三谷すくすく健康計画の実践」についての、取り組み内容の説明を受け、国産食材100%使用した給食を試食した。同校では、食育を通じて命の大切さ、健康づくり、生活習慣やマナーなどについて学んでおり、子供が変われば、親が変わる、先生が変われば、学校が変わる、学校給食を通して豊かな心が育っている姿が生き生きと感じられた。

福生市の新学校給食センター建設については、東日本大震災を教訓に予測できない大災害に対応した災害時対応施設と平常時には市内の小中学校に給食を提供する施設としての2つの役割を持たせることで、効率的な施設の整備が図られることなど、本市での給食センター建てかえについて参考とすべき点があった。

建設用地の取得や財源の確保といった問題は、本市の大きな課題であると考えため、福祉文教委員会としては今回の視察を参考とし、引き続き所管事務調査事項について検討を進めていくこととしたい。

(福祉文教委員長 山内 公美子)

予算決算委員会理事会

本理事会では、所管事務調査事項である予算決算委員会及び予算決算委員会理事会の運営について先進自治体を視察する必要があると判断し、石川県小松市及び福井県敦賀市を視察することとした。

視 察 地 石川県小松市、福井県敦賀市

視察期日 平成28年5月16日（月）～17日（火）

視察事項 小松市…予算決算委員会及び予算決算委員会理事会の運営について
敦賀市…予算決算委員会の運営について

参 加 者 （会 長）野島資雄（副会長）榎澤 誠
（理 事）田中瑞穂、湖城宣子、鴨居孝泰、
山崎 勝、久保富弘、小山 進
（随行者…松岡議事係長）

【小松市】

1 小松市の概要

小松市は、南北に長い石川県の西南部、加賀平野のほぼ中央部に位置し、東は霊峰白山を望み、西は日本海に面し、風光明媚で豊かな自然に恵まれた環境を有している。面積は371.05平方キロメートル、人口は10万8000人である。

歴史は、寛永16年（西暦1639年）加賀百万石の三代藩主前田利常公が隠居して、金沢から小松に移り、城を大修理、まちの整備を進め、寺社の造営から産業や文化を興し、市街地の原型がつけられた。

産業としては、古くから絹織物が栄え「小松りんず」、「小松ちりめん」の銘柄で知られ、合繊を含めた繊維工業が盛んである。小松市の基幹産業の機械工業は「コマツのブルドーザー」として国際企業に成長した株式会社コマツを中心に関連会社の企業群が形成されている。

観光において、毎年5月に開催される「お旅まつり」では、250年の歴史を刻む曳山子供歌舞伎が上演されるほか、平成10年から毎年開催されている「全国子供歌舞伎フェスティバルin小松」も、全国的なイベントとして定着してきた。

2 予算決算常任委員会の審査について

予算決算常任委員会を設置する前の予算議案については、総務企画、福祉文教、経済環境、建設の4つの常任委員会に分割付託をし、各常任委員会で採決をしていた。予算決算委員会を設置しようという流れの大きな一因として、分割付託は議案一体の原則に反することや予算修正がしにくいなどの問題があり、予算決算

常任委員会の設置に向けて取り組んできた。

決算議案については、9月議会で決算特別委員会を設置し、審査については9月議会終了後の10月終わりから11月にかけて決算特別委員会を開催し、それを結果的に12月議会で認定するというようなことであった。次の年の当初予算の編成作業には間に合わないので、予算決算委員会を設置し9月議会で認定する際、議会としての意見を述べることにした。

去年の5月から予算決算委員会を設置し、委員は22人議員全員で、その中に理事会を置いて、総務企画、福祉文教、経済環境の3つの常任委員会の予算部門に関係した分科会を設置している。詳細審査についてはそれぞれ3つの分科会で行っている。

予算決算常任委員会への付託議案等は、(1)予算、決算の関連議案、(2)基金の設置など予算の根幹に関わるもの、(3)手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うものである。また、給料等の予算と条例と一体となっている条例案件は12月議会で予算決算常任委員会に付託している。また、繰越明許費等の繰越計算書及びこれまで決算特別委員会で審査していた繰越事業費等の法定報告の審査を行うこととした。

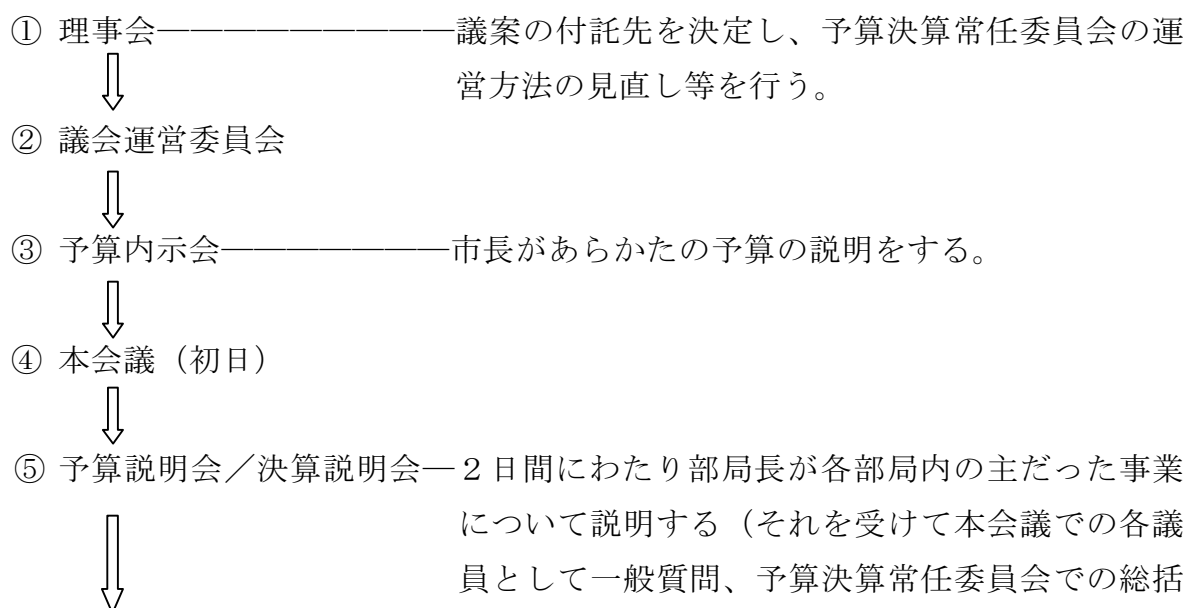
理事会は、各常任委員会の正副委員長8人を理事とし、予算決算委員長が掌理し、理事者等の執行部からの出席はない。

各分科会には各部局長及び課長が、詳細説明をするために出席する。

予算決算常任委員会は、議場において総括質疑を行い、市長、副市长及び各部局長が出席する。

3 予算決算議案審査の流れについて

議会が始まる前に、理事会、議会運営委員会、予算内示会が行われる。



質疑がされ、各分科会での詳細審査をすることになる)。

- ⑥ 本会議（質問）———提出議案を予算決算常任委員会へ付託する。
- ↓
- ⑦ 予算決算常任委員会———議場で開催され、本会議で付託された議案を各分科会に送付する。
- ↓
- ⑧ 理事会———⑨の議事運営を協議し、総括質疑の発言順序等を決定する。
- ↓
- ⑨ 予算決算常任委員会———総括質疑を行う。通告制で⑧の理事会当日13時30分締め切り、一問一答、会派等持ち時間制（会派基本持ち時間40分+会派人数×5分、無会派議員10分）、答弁を含む。
- ↓
- ⑩ 分科会———委員会室で開催し、詳細審査をする。分科会の正副委員長は、部門別常任委員会の正副委員長が兼務。討論、採決及び各会派の意向確認は行わない。
- ↓
- ⑪ 理事会———各分科会委員長が報告。⑫で開催する全体会の議事運営を協議し、締めくくりの総括質疑の発言順序等を決定する。
- ↓
- ⑫ 予算決算常任委員会———分科会委員長報告、総括質疑、採決を行う。複数分科会にまたがる内容及び政策的な判断を求める内容に限り、市長に対して総括質疑を行うことができる。総括質疑は、通告制（⑪の理事会前日10時締め切り）、答弁を除き10分の持ち時間制、一問一答、討論は本会議で行う。
- ↓
- ⑬ 本会議———予算決算常任委員長報告を行い、採決する。

4 予算決算常任委員会設置による効果について

法的に疑義があるとされていた分割付託解消による円滑な審査ができること。結果的に予算の修正や否決がしやすくなった。予算の修正や否決には至らなかったが、平成28年度一般会計予算に対して予算決算常任委員会から付帯決議を初めて出した。また、同一議員が予算決算審査を行うことにより、チェック機能が強化された。

設置の経緯については、平成18年3月の地方自治法改正を受け、平成20年10月から議長の諮問機関である第3次議会制度検討会において検討を開始し、先進市視察を含め延べ18回行った。平成26年6月に予算決算常任委員会設置に関する答申、

平成27年2月に同委員会の運用に関する答申、平成27年3月に予算決算常任委員会運営要綱を制定した。

1年間やってきていろいろ課題も出てきた。各議員は予算決算常任委員会の委員であるので各分科会を聞く権利がある。この分科会を別日開催にしてほしいということがあった。6月議会及び9月議会であれば、日程的に余裕があり別日開催ができた。当初予算の3月議会は各分科会とも2日間開催し、合わせて6日間必要なものであり、それは難しく同日開催になった。結果、3月議会が別日開催できないのなら、6月も9月も別日開催の意味がないのではないかとの意見もあり、分科会は同日開催に落ち着いた。小松市は会派制をとっているので、各会派から各分科会へ所属議員を出しており、会派の横のつながりの中で調整してほしいとの議長の指示もある。1年間やってまだまだ固まらない部分も多々あり、分科会の同日、別日開催であったり、総括質疑が先か分科会の審査が先かというのも、3月議会を終えてようやく一定の結論を出したという形になっている。今後とも流動的な要素があるかとは思っている。



説明を受ける予算決算委員会理事会メンバー（小松市）

5 主な質疑応答について

Q 理事会の理事を8人にした経緯を伺う。

A 初めから、分科会の正副委員長と予算決算常任委員会の正副委員長で組織しようとしたものである。

Q 理事会には執行部側の出席はないということだが、予算決算常任委員会の中に理事会があって、予算決算常任委員会の運営について議会運営委員会のような機能を持っているということよろしいか。

A 予算決算常任委員会を運営していくシステムを作り上げていくのが理事会であ

ると思う。理事会が立ち上がって1年なので、運営について議会ごとに順序の入れ替えは理事会で検討するが、日程的なことの最終決定は議会運営委員会に委ねている。理事会のあり方等については、今後も形を変えてその議会に応じて対応していくと考える。

Q 分科会には予算書、予算説明書のほかにどのような資料があるのか伺う。

A 各部の下には課があるので、所管の各課がつくった説明資料がある。本会議の初日から2日間予算説明会があり、そこでは各部局の目玉となるような事業の説明をするが、分科会ではもっと細かい各事業の資料がある。

Q 分科会での資料要求について伺う。

A 議案書とか予算説明書ではなく、各部局から分科会ごとに予算の資料として出てくるので、1枚1枚事業の説明をする。資料が足りないということであれば、分科会委員長のほうから執行部に対して資料の要求をしたり、新たな説明の機会を設けたりしている。

Q 分科会での発言時間の制限はないということだが、やたらしつこく質疑する特定の議員に対しての歯どめをどうかけていくかについて考えはあるか。

A 分科会の発言が一番生の声が出る場であるので、制限はかけない方がよいと思っている。

Q 無党派議員は、所属以外の分科会の意見はわからないし意見も言えないことになると思うが、無党派議員の声はどのように反映されるか伺う。

A 総括質疑のときに持ち時間10分でできる。所属以外の分科会のことはわからないというのはそのとおりである。無党派議員は分科会の別日開催を望んでいるが、どうしてもということではない。

Q 本会議での予算決算常任委員長報告はどのような形か。

A 本会議の前に、予算決算常任委員会において各分科会委員長報告がある。その3つの分科会委員長報告を集約した形での予算決算常任委員長報告を最終日の本会議で行うので、30分ぐらいになる。

【敦賀市】

1 敦賀市の概要

福井県の中央に位置し、北に敦賀湾口を開いて日本海に面し、他の三方は山岳が連なり、敦賀湾と平野部を囲んでいる。

東西約14km、南北約26km、面積は251.34平方キロメートルで、若狭湾に大きく張り出た敦賀半島と54kmに及ぶ海岸線が、敦賀湾を日本海の風や波浪から防ぎ、天然の良港を形成している。

日本三大松原の一つに数えられる気比の松原は、敦賀湾の最奥部に位置し、海とのすばらしい景観を織り成している。

敦賀市は、古くから天然の良港として知られ、大陸文化の玄関口として栄えた港町である。現在でも、港には外国のコンテナ船、高速フェリーが就航し、敦賀経由で人やものが運ばれてくる。また、原子力発電所などの発電施設が立地し、エネルギーの供給都市としての性格も持っている。

伝統的な産業としては、おぼろ昆布やかまぼこなど、海産物を利用した食品加工業が盛んで、おぼろ昆布のシェアは全国の約85%も占めている。

2 予算決算常任委員会の設置の経緯について

予算決算常任委員会は平成21年に設置しているが、平成27年9月に運営要領を一部改正しているので、その最新の内容で説明があった。

設置する前の審査については、予算審査は当初予算、補正予算ともに所管の常任委員会に分割付託して審査を行っていた。当初予算については3月定例会前に、予算内示説明会というのを別途開催して説明を行い、本会議での説明を省略していた。定例会の最終日には、委員長報告、討論、採決までを行っていた。決算審査は、9月定例会で議案上程後、委員12人—当時の4常任委員会から3人ずつを選出し、特別委員会を設置し閉会後の継続審査として11月上旬、決算審査を行っていた。決算審査について12月定例会の最終日に、委員長報告、討論、採決までを行っていた。

予算決算常任委員会の設置の背景であるが、予算審査については市の事務が年々増加している、それから行政の内容、業務内容にしても一つの部局の範囲を超えるものが多々出てきた。従来の縦断的な常任委員会の審査では難しくなっている状況があった。横断的な部分を審査するに当たっては、そういう手法を求めるべきであるという議員からの声が出た。また、予算の分割付託は議案一体の原則に反しているという行政実例も古くからあったので、そういうことも後押しになったと思われる。

平成12年及び18年の地方自治法の改正により、常任委員会の所属数の制限が廃止され、複数の委員会に所属できることとなったこともある。また、決算審査は予算審査と緊密に連携させることにより、監視機能の強化が期待でき、決算審査の結果を次年度の予算に反映できるようになることが考えられていた。

設置の流れについては、平成18年10月ごろから議会運営委員会で問題提起、協議をしてきた。当市では、平成19年の4月が改選であったので、改選後に予算審査に対する委員会の検討を始めている。平成19年から20年、21年にかけて、2自治体に行政視察に行き先進事例を勉強させていただいた。平成20年12月定例会に

委員会の条例改正案を提出し可決された。実際に、予算決算常任委員会として動き出したのは、平成21年3月定例会の予算審査である。

3 予算決算常任委員会の所管事項及び審議の方法について

委員会の組織としての所管事項は、一般会計、特別会計、企業会計の予算決算としている。委員の定数は、議長を除く23名で、縦割りの常任委員会と予算決算常任委員会と複数の委員会に所属することとなった。議会審議の中心となる予算決算に対して、全議員がかかわるようにしたということ。議長については、中立、公正の立場を保つべきというところで加わらないこととした。

常任委員会の中に分科会を設置しており、縦割りの常任委員会を単位とする分科会である。総務民生、産経建設、文教厚生 of 3分科会において効果的、効率的に詳細審査を行っている。

4 審査の日程について

予算決算常任委員会全体会で基本質疑を行っている。

当初予算、決算については、通告制をとっており、1項目につき原則3回まで、部局別項目順としている。補正予算の審査については、通告ではなく時間制限もない。ただし、関連質疑も含めて、1項目につき原則3回まで、挙手順である。

分科会については、それぞれ所管の予算の詳細審査、議員間での自由討議を実施している。当初の予算決算常任委員会では、分科会における採決をしていなかったが、議員間討議を活発化しなければならないという命題もあり、分科会でも採決をするよう要領を改正した。

(1) 補正予算審査

- ① 開会日の本会議（議案の上程、説明質疑省略、委員会付託）
- ② 予算決算常任委員会全体会（基本質疑、通告制）・全体会終了後に分科会（所管部分の詳細審査）
- ③ 予算決算常任委員会全体会（分科会長報告から討論、採決）
- ④ 閉会日の本会議（委員長報告から採決）

(2) 当初予算審査

- ① 3月定例会開会日の本会議（議案の上程、説明質疑省略、委員会付託）
- ② 予算決算常任委員会全体会（基本質疑）
- ③ 予算決算常任委員会分科会（所管部分の詳細審査）
- ④ 予算決算常任委員会全体会（分科会長報告から討論、採決）
- ⑤ 閉会日の本会議（委員長報告から採決）

(3) 決算審査

- ① 9月定例会開会日の本会議（議案の上程、説明質疑省略、委員会付託、

会期中に審査を行っていないので、継続審査の議決)

- ② 11月初旬に予算決算常任委員会全体会（基本質疑、通告制）・全体会終了後に分科会（所管部分の詳細審査）
- ③ 予算決算常任委員会全体会（分科会長報告から討論、採決）
- ④ 12月定例会閉会日の本会議（付託議案の上程、委員長報告から採決）

(4) 分科会、補正予算審査の流れ（部局入れ替え制）

分科会開議：A部所管事項の質疑

- ・議案第a号 平成27年度敦賀市一般会計補正予算（第○号）のうちA部所管事項（質疑）
- ・議案第b号 平成27年度敦賀市△△会計補正予算（第○号）（質疑）

※A部所管事項の質疑終了後、分科会を休憩

↓ 部局入れ替え

分科会再開：B部所管事項の質疑

- ・議案第a号 平成27年度敦賀市一般会計補正予算（第○号）のうちB部所管事項（質疑）
- ・議案第c号 平成27年度敦賀市△△会計補正予算（第○号）（質疑）

※B部所管事項の質疑終了後、分科会を休憩

↓ 各部局繰り返す

分科会再開：Z部所管事項の質疑

- ・議案第a号 平成27年度敦賀市一般会計補正予算（第○号）のうちZ部所管事項（質疑）

※分科会所管事項の質疑終了後、分科会を休憩

↓ 理事者入れ替え、各関係部長等入室

分科会再開：分科会所管事項の自由討議及び採決

- ・議案第号 平成27年度敦賀市一般会計補正予算（第○号）のうち
分科会所管事項（自由討議→採決）
- ・議案第号 平成27年度敦賀市△△会計補正予算（第○号）
(自由討議→採決)
- ・議案第号 平成27年度敦賀市△△会計補正予算（第○号）
(自由討議→採決)

5 予算決算常任委員会運営要領について

第1条の趣旨は、委員会の円滑な運営に関し、必要な事項を定めている。

第2条の委員構成は、議長を除く全議員で構成する。議員定数が24名なので23名である。

第3条では、委員長及び第1、第2副委員長を置き、その職務を規定した。第1副委員長に事故ある時を想定し、第2副委員長を設置した。

第4条では、予算及び決算案に係る説明資料の配布について定めており、予算案に係る説明資料は議案と同時に、決算案に係る説明資料は議長の定めた期限までに配布すると定めている。これは、各説明資料の配布をもって、本議会及び委員会での議案説明を省略するもの。なお、緊急の追加補正予算案等の場合、予算決算常任委員会全体会で説明を行い、説明資料は省略する。

第5条では、分科会の設置として、総務民生分科会、産経建設分科会、文教厚生分科会の3つの分科会の設置とその所管事項を規定した。分科会の所管事項は、それぞれ相当する常任委員会と同一とし、分科会長及び副分科会長は、それぞれ常任委員会正副委員長をもってこれに充てることとした。

第6条では、審査及び日程について規定し、付託議案の審査順、全体会での基本質疑、分科会での部局別審査、全体会での分科会長報告、討論、採決の順で行うことを規定した。

第7条では、第1項で全体会における基本質疑について定めている。基本質疑は、委員が予算及び決算案並びに各説明資料の記載事項に基づき、分科会に先立ち、委員間で共通の理解を持つために、基本的事項についてその疑義を質すもの。具体的には、事業の詳細内容を求めたり、その事業の効果、資料に現れないスケジュールなどについて質すことが多い。第2項では、当初及び決算の基本質疑の通告制を規定している。第3項では、基本質疑の発言回数を原則3回、発言順を部局別項目順と定めた。第4項では、基本質疑も執行部側の答弁も自席から行うことを定めた。

第8条、本会議における質疑の省略として、委員会において基本質疑を行うことをもって、本会議における質疑は省略すると定めている。

第9条、分科会の審査及び報告について、第1項で、それぞれの所管事項に関する審査と報告を規定した。第2項で、審査日程を別表で規定した。第3項で、審査は質疑及び自由討議とし、委嘱された案件の採決を行うこととした。第4項で、それぞれの分科会長報告の内容は、審査における主な質疑、意見等をまとめた審査経過及び分科会における結論と定めている。

第10条、説明員の範囲では、全体会は、原則議案及び通告の内容に応じ、長の判断において出席する。当初予算、決算に対する基本質疑は、部局入れ替え制とする。分科会は、原則各常任委員会の説明員から各部局の判断において出席することとした。

第11条、全体会の開催場所及び配置について、開催場所は、全員協議会室とし、

通常と緊急の場合の配置を別図で示した。分科会長報告、討論及び委員発議案等の提案説明は、委員長の指定する場所において行うこととした。

第12条、要領の疑義に対する措置について、要領の疑義は議会運営委員会に諮って決定する旨を規定した。

6 主な質疑応答について

Q 小松市では分科会では採決はせず、了とするとしていたが、敦賀市の分科会では採決をとることは、従前の付託した部分に似ているのかと感じるが、取り扱いはどのようにになっているか。

A 小松市の了とするに近い応えかたである。当市としても認めるべきものである、分科会の方針を報告しているのを採決していると言っている。それが最終決定ではなく、予算決算常任委員会全体会が最終の方針を決めるところである。

Q 基本質疑の発言回数を原則3回にした経緯及び時間制限についてのお考えはなかったのか伺う。

A 長々と質疑を続ける議員がいたりするので、スムーズに全議員が平等にというのが当初からあって、原則3回とした。時間制限は設けなかったが、1項目につき原則3回とすればそれが制限になり長々と続けられなくなり、今のところ機能している。

Q 決算審査の結論は12月になるとのことだが、翌年度の当初予算との関連についてはいかがか。

A 議会運営委員会では、決算を翌年の当初予算に反映させるという案もあったが、議論の深まりがなく、いままでどおりというのが実情である。要領を定めたときに、決算審査の時期は課題であるとしており、執行部側との調整が難しく、暫定的に11月としたが、最終的な目標は9月議会である。

Q 当初予算、決算の資料は、どのようなものがあるか伺う。

A 予算書としては、全会計を網羅し、数字を羅列したものが1冊。予算書の中にある主要事業については、事業概要書という1事業につき半ページぐらいで事業の目的や対象者等を掲載したものを別冊で、また、当初予算は新規事業について、重点項目の説明資料が合わせて配布される。

Q 3常任委員会の分科会に分割付託するボリュームは均等か伺う。

A ばらつきがあり、一般会計では、商工業を扱う産経建設が事業量としては多い。次に、教育と社会福祉の分野を所管する文教厚生で、審査内容が大変細かく、一つ一つの事業の質疑が活発に行われている。総務民生は、総務、企画、生活の分野を所管しているが、政策的なこと、市の方針を審査するので、ボリュームは大きくはないがそれぞれが重い状況である。

Q 全体会では通告制で、原則3回までということだが、1人が何項目までとか制限はあるか伺う。

A 1事業に対して3回までであるが、何項目でもよい。

Q 事業に対して複数の議員から通告が出た場合はどのようなになるのか。

A 同じ項目に対する通告の順番は通告順で、重なれば理事者側も緊張感を持つし、いろいろな質疑が出てくるので深く掘り下げられる。

Q 平成21年3月から全体会での通告制が始まり、よりスムーズで円滑な運営ができるようになったという理解でよいか。

A まったくそのとおりで、当初予算は事業が多くあるので執行部側としても準備ができる。

Q 全体会で答弁保留はあるか。

A 1回目は通告しているのできちっとした答弁だが、2回目、3回目は変わった質問をされると資料がないなどで保留になることはある。委員会中に担当が調べて持ってきて答弁する。

Q 委員長、第1副委員長、第2副委員長の3名は、事前の打ち合わせ等、どのように機能しているか伺う。

A 進行は委員長が行っていて、閉会日における委員長報告の調整には2名の副委員長も加わる。当初予算の通告に疑義があるような場合に、判断を仰ぐ。実は理事会を設置するという案もあったが、そこまではしないが、何かあったときのために副委員長を2名にし、3名体制で事前協議や打ち合わせができるようにした。



説明を受ける予算決算委員会理事会メンバー（敦賀市）

【視察を終えて】

小松市も敦賀市においても、予算決算常任委員会を設置した大きな流れは、もともと分割付託をしていたものを解消しようとしたところであり、予算と決算の総合的、一体的な審査をし、全議員で審査することにより監視機能の強化が図られたとのことであった。

小松市は「小松市予算決算常任委員会運営要綱」において、分科会の設置、理事会の設置、予算決算常任に付託される議案の範囲、冒頭の総括質疑、付託された関連議案の総括質疑、締めくくりの総括質疑、開会場所等細かく規定している。理事会の構成は、各常任委員会の正副委員長8人で、理事会は予算決算常任委員長が掌理することである。この要綱制定の際にすでに、この構成は決まっていたとのことである。実際に運営を行っていく中で、試行錯誤しながら今後も対応していくとのこと、御苦労をお聞きできてよかったと思っている。

また、敦賀市は「予算決算常任委員会運営要領」において、予算及び決算案に係る説明資料の配付、分科会の設置、審査及び日程、全体会における基本質疑、分科会の審査及び報告、全体会の開催場所及び配置等を規定しており、理事会は設置していないが、副委員長を2名とし委員長と合わせて3名体制をとっており、細やかな配慮がうかがえた。

両市とも委員会では、総括質疑や基本質疑ということで、通告制により行っており、小松市は会派持ち時間制で、敦賀市は1項目につき原則3回までの制限があり、1委員が長時間にわたり質疑できないようになっていた。ただし、分科会では制限はないとのこと。

予算決算委員会の運営及び予算決算委員会理事会の運営について、実際に運営していらっしゃる委員長、副委員長にお話をうかがうことができ大変勉強になった。

この視察をよい経験として、今後も引き続き調査をしていきたい。

(予算決算委員会理事会長 野島 資雄)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月16日（月） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- 3 平成28年度東京都市議会議長会研修計画について

* 連絡事項

- 1 平成28年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 平成28年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 その他

5月24日（火） 理事会・定例総会

○理事会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* 協議事項

- 1 各市提出議案について（なし）
- 2 東京都市議会議長会5月定例総会の運営について
- 3 その他

* その他

- 1 平成28年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 平成28年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 平成28年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 5 その他

○定期総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* 協議事項

- 1 各市提出議案について（なし）
 - 2 その他
- * その他
- 1 平成28年度東京都市議会議長会研修計画について
 - 2 平成28年度東京都市議会議長会事業計画について
 - 3 平成28年度東京都市議会議長会関係役員について
 - 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
 - 5 その他

7月8日（金） 中堅幹部職員研修会

- * 講演 「議会運営について」
講師 株式会社地方議会総合研究所所長
明治大学政治経済学部講師 明治大学公共政策大学院講師
廣瀬 和彦 氏

7月21日（木） 事務局長研修会・事務局長連絡会議

○事務局長研修会

- * 講演 「議会における債権放棄の議決について一判例と最近の傾向一」
講師 弁護士法人 リレーション 弁護士 伊東 健次 氏

○事務局長連絡会議

- * 案件（了承）
- 1 各市提出議案について
 - 2 都県提出議案について
 - 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について
- * 連絡事項
- 1 平成28年度東京都市議会議長会関係役員について
 - 2 平成28年度東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- * その他

全国市議会議長会

5月31日（火） 定期総会・各委員会合同会議

○定期総会

* 表彰式

* 会議

1 報告（了承）

一般事務及び会計報告、地方行政委員会以下7委員会

(1) 平成26年度全国市議会議長会一般会計決算

歳入	予算額	7億3873万4000円	決算額	7億3783万2236円
歳出	予算額	7億3873万4000円	決算額	6億6808万9450円
差引残額	6974万2786円			

（翌年度へ繰り越し6974万2786円）

(2) 平成26年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳入	予算額	2800万3000円	決算額	2816万2827円
歳出	予算額	2800万3000円	決算額	1823万5406円
差引残額	992万7421円（翌年度へ繰り越し）			

(3) 平成26年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳入	予算額	4176万6495円	決算額	4176万6495円
歳出	予算額	4176万6495円	決算額	0円
差引残額	4176万6495円（翌年度へ繰り越し）			

(4) 平成28年度全国市議会議長会一般会計予算

歳入、歳出ともに6億2004万2000円

(5) 平成28年度全国市議会議長会表彰基金会計予算

歳入、歳出ともに1800万3000円

(6) 平成27年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算

歳入、歳出ともに7265万5000円

2 議案審議（原案どおり決定）

[部会提出議案]

(1) 東日本大震災からの早期復旧・復興について [東北部会]

(2) 東日本大震災に伴う復旧・復興支援について [関東部会]

(3) 原子力発電所事故災害への対応について [東北部会]

(4) マイナンバー制度における統合端末の安定稼働及び住民基本台帳ネットワークシステムとカード管理システムの連携について [四国部会]

(5) 北方領土問題の早期解決等について [北海道部会]

(6) 日米地位協定の抜本的な改定について [九州部会]

(7) 社会保障・税番号制度、国民健康保険の都道府県化に係るシステム改修等の財政支援を求める要望 [関東部会]

- (8) 国による子ども医療費の無料化等の実施について [関東部会]
- (9) 介護従事者の養成に対する支援について [東海部会]
- (10) 地域医療を支える人材確保について [中国部会]
- (11) C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する特別調整交付金での財政措置について [四国部会]
- (12) 後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しにかかる、低所得者に十分配慮した激変緩和措置の実施について [四国部会]
- (13) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火台への「火焰型土器」の採用と縄文文化の発信について [北信越部会]
- (14) 環太平洋連携協定（TPP）協定交渉の大筋合意について [東海部会]
- (15) 農林水産業の振興対策について [九州部会]
- (16) エネルギー源の多様化・高度利用について [北海道部会]
- (17) 地球温暖化対策の拡充と広域連携の推進について [東海部会]
- (18) 道路交通網の整備促進について [東北部会]
- (19) 近畿北部地域の道路交通網整備について [近畿部会]
- (20) 山陰道の早期整備について [中国部会]
- (21) 九州における高速道路網の整備促進について [九州部会]
- (22) 並行在来線への支援措置について [北海道部会]
- (23) 北陸新幹線の整備促進について [北信越部会]
- (24) JR三江線存続のための緊急支援策について [中国部会]
- (25) 地域公共交通への支援及び総合交通ネットワークの整備促進について [四国部会]

[会長提出議案]

- (1) 地方創生の推進に関する決議（案）
- (2) 地方税財源の充実確保に関する決議（案）
- (3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する決議（案）
- (4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）

3 役員改選（原案どおり決定）

○各委員会合同会議

- * 正副会長選任
- * 各委員会正副会長紹介

7月20日（水） 建設運輸委員会

- * 講師説明

「今後の国土交通行政について」

国土交通省総合政策局政策課政策調査室長

高田 龍 氏

「最近の災害対策の取組について」

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（統括担当）

林 俊行 氏

*委員会に関する会則・規程等について

*事務報告

*協議

- (1) 要望書（案）について
- (2) 要望活動の報告について
- (3) 今後の運営について
- (4) その他

西多摩地区議長会

5月23日（月） 定例会議

* 報告（了承）

会務報告

* 議題

- 1 平成27年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 平成27年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳 入	予算額	32万5298円	決算額	32万5312円
歳 出	予算額	32万5298円	決算額	16万3304円
差引残額	16万2008円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 平成28年度西多摩地区議長会事業計画（案）について（原案どおり決定）
- 4 平成28年度西多摩地区議長会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに32万2100円
- 5 西多摩地区議長会役員の内選について（原案どおり決定）
会 長 羽村市議会議長
副会長 日の出町議会議長
監 事 福生市議会議長、奥多摩町議会議長
- 6 その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

5月25日（水） 定期総会

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について
会 長 みどり市議会議長
副会長 戸田競艇組合議会議長、埼玉県都市競艇組合議会議長
監 事 青梅市議会議長、府中市議会議長
理 事 東京都四市競艇事業組合議会議長、東京都六市競艇事業組合議会議長、
東京都三市収益事業組合議会議長
- 2 平成28年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について
歳入、歳出ともに486万2000円（青梅市議会負担金13万3000円）

* その他

- 1 全国競艇主催地議会協議会行事予定について
- 2 その他

全国競艇主催地議会協議会

5月16日（月） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

出席状況について

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 第145回役員会・第127回定期総会の運営について
- 2 平成27年度事務事業について
- 3 競艇事業の現況について
- 4 平成28年度重要施策事項について
- 5 平成28年度全国協定主催地議会協議会歳入歳出予算について
- 6 平成28年度役員を選任について

7 その他

6月28日（火） 定期総会

* 会員異動報告

* 議事（原案どおり決定）

1 平成27年度事務事業について

2 競艇事業の現況について

3 平成28年度重要施策事項について

4 平成28年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について

歳入、歳出ともに1917万2000円（青梅市の分担金は27万5000円）

* 平成28年度役員の選任について（原案どおり決定）

会 長 福岡市議会議長

副会長 みどり市議会議長 以下4 議会議長

監 事 青梅市議会議長 以下5 議会議長

* その他

6月29日（水） 視察

* ボートレース鳴門

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月13日（金） 定期総会

* 講演

「公立病院改革の推進について」

総務省大臣官房審議官（公営企業担当） 亀水 晋 氏

* 新規加盟市紹介

奈良県生駒市

* 事務報告（了承）

* 協議

1 平成27年度決算について（原案どおり認定）

歳 入	予算額	581万8915円	決算額	581万8725円
-----	-----	-----------	-----	-----------

歳 出	予算額	581万8915円	決算額	492万3378円
-----	-----	-----------	-----	-----------

差引残額	89万5347円（翌年度へ繰り越し）			
------	--------------------	--	--	--

2 平成28年度事業計画（案）について（原案どおり決定）

3 平成28年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 591万7847円

* 役員改選

* 決議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなどの社会的使命を果たしている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢化社会においても地域に必要とされる良質な医療を公平・公正に提供していくためには、自治体病院の経営安定化対策を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一 地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等に対し、財政措置の拡充強化を図ること。
- 一 平成28年度熊本地震により被災した自治体病院機能の早急な回復を図るため、被災した病院に対する十分な財政支援等、復旧に向けた万全の措置を講じること。
- 一 東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- 一 消費税率の引上げは、社会保障の安定財源を確保するための重要な改革であるが、医療機関の税負担が増大していることを踏まえ、自治体病院の経営に深刻な影響を与えないよう適切な措置を講じること。
- 一 自治体病院における医師・看護職員等の不足を解消するため、適切かつ万全の措置を講じること。
- 一 医師の地域偏在を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務づけや、地域卒で入学した学生等地域医療に従事する医師のキャリアの形成支援など、抜本的な対策を早急に講じること。
- 一 医師の診療科偏在を是正するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。
- 一 救急患者の受入不能という事態を防止するため、地域の現状を踏まえ、各種救

急医療機関の受入能力の拡大など、救急医療体制の確保・充実を図ること。

一 出産・育児等により離職している女性医師や看護職員等の復職を促すため、院内保育所の整備や短時間勤務制の導入など、健康で安心して働き続けられる職場環境の更なる整備を図ること。

一 医師、看護職員の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、医師事務作業補助者の必要人員確保などのための財政措置を拡充すること。

以上、決議する。

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月18日（水） 正副会長・委員長会議

* 会務報告（了承）

* 協議事項（了承）

- 1 平成27年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
- 3 役員の選任について
- 4 総会決議（案）について
- 5 理事会の開催について
- 6 第54回総会の開催について
- 7 その他

* その他

- 1 参考資料について
- 2 その他

5月27日（金） 理事会・総会

○理事会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（了承）

- 1 平成27年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
- 3 役員の選任について
- 4 総会決議（案）について
- 5 第54回総会の開催について

6 その他

* その他

○総会

* 報告事項（了承）

1 会務報告

2 委員会報告

- (1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 福生市
- (2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 稲城市
- (3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 羽村市

* 協議事項

- 1 平成27年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
(原案どおり認定)

歳入	予算額	262万6000円	決算額	262万5707円
歳出	予算額	262万6000円	決算額	76万8929円
差引残額	185万6778円（翌年度へ繰り越し）			

- 2 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
(原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 241万2000円

- 3 役員を選任について（原案どおり決定）

会長 府中市議会議長

副会長 昭島市議会議長、多摩市議会議長、日の出町議会議長

監事 青梅市議会議長、檜原村議会議長

理事 各市町村議会議長 24名

常任委員

第1委員会 委員長 議会 狛江市議会

副委員長 議会 青梅市議会、東大和市議会、日の出町議会

第2委員会 委員長 議会 武蔵村山市議会

副委員長 議会 青梅市議会、国立市議会、日の出町議会

第3委員会 委員長 議会 国分寺市議会

副委員長 議会 八王子市議会、立川市議会、西東京市議会

- 4 総会決議（案）について（原案どおり決定）

7月12日（火） 第1委員会正副委員長会議

* 報告事項

第1委員会会務報告

* 協議事項

- 1 平成28年度第1委員会活動計画（案）について
- 2 第1委員会日程（案）について
- 3 陳情書の提出について
- 4 その他

7月20日（水） 第2委員会正副委員長会議

* 報告事項

会務報告

* 協議事項

- 1 平成28年度第2委員会活動計画（案）について
- 2 国・都に対する陳情書（案）について
- 3 第2委員会の開催について
- 4 その他

7月20日（水） 第3委員会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成28年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

7月29日（金） 第1委員会

* 現況報告

「東京水道経営プラン2016について」

東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部経営改善課長 田代 則史 氏

* 会務報告（了承）

* 議題（原案どおり決定）

- 1 平成28年度第1委員会活動計画（案）について
- 2 陳情書の提出について
- 3 その他

東京河川改修促進連盟

5月30日（月） 理事会

* 議事（了承）

- 1 平成27年度事業報告（認定第1号）
- 2 平成27年度歳入歳出決算（認定第2号）
- 3 会計監査報告 会計監事
- 4 平成28年度事業計画（案）（議案第1号）
- 5 平成28年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）
- 6 平成28年度分担金（案）（議案第3号）
- 7 第54回総会及び促進大会（案）（議案第4号）

* その他

* 河川事業説明

東京都建設局河川部

7月14日（木） 総会及び促進大会

○総会

* 議事（了承）

- 1 平成27年度事業報告（認定第1号）
- 2 平成27年度歳入歳出決算（認定第2号）

歳入	予算額	371万5251円	決算額	371万4529円
歳出	予算額	371万5251円	決算額	128万0835円
差引残額	243万3694円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 平成27年度会計監査報告
- 4 平成28年度事業計画（案）（議案第1号）
- 5 平成28年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）

歳入、歳出ともに 519万5694円

* 河川事業説明

東京都建設局河川部

* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部

○促進大会

* 意見発表

文京区、国分寺市、清瀬市

* 大会宣言

* 大会決議

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
 - 一 新たな目標整備水準に対する河川整備の早期実現
 - 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
 - 一 都市河川改修の推進に必要な財源の確保及び増額
 - 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
 - 一 全東京河川改修事業の早期完成と内水対策に対する下水道の早期整備
- 以上、決議する。

市議会議員共済会

7月8日（金） 議員年金に関する研修会

* 説明

- 1 地方議会議員の年金制度等
- 2 市議会議員共済会の現況
- 3 市議会議員共済会の事務手続

* 質疑応答

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 平成26(2014)年度	青梅市中央図書館	青梅市	28	A5
288	皇室 Our Imperial Family(第70号)平成 28年春号	日本文化興隆財団	扶桑社	27	A4 変形
318	議会資料102 議年年報(平成27年)	立川市 議会事務局 庶務調査係	—	28	A4
318	東村山市 いただきます!こんな給食 食べたかった		東村山市	28	A4
318	地方議員あいさつ例文集	地方議会例文研究会	学陽書房	28	A5
361	住民がつくる自立した地域コミュニティの 形成に関する調査研究報告書	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	28	A4
364	青梅市国民健康保険データヘルス計画 書	青梅市	—	28	A4
369	高齢者の暮らしの手引き(平成28年度 版)	青梅市	—	28	A4
498	食育に関する調査研究～食が育む豊か な社会～報告書	—	東京市町村 自治調査会	28	A4
518	環境白書 循環型社会白書/生物多様 性白書 平成28年版	環境省	日経印刷 株式会社	28	A4
519	東京都環境基本計画	東京都環境局	東京都環境局	28	A4
550	日本財団アニュアルレポート2015	日本財団 広報グループ	日本財団 広報グループ	28	A4
550	日本財団 2016年度事業計画一覧	日本財団コミュニ ケーション部 広報チーム	日本財団コミュニ ケーション部 広報チー ム	28	A4
601	創業による地域活性化と自治体による支 援に関する調査研究報告書	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	28	A4
601	2020年東京オリンピック・パラリンピックに おける多摩・島しょ地域の可能性と展 望に関する調査研究報告書	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	28	A4
611	青梅市農業振興計画	青梅市環境経済部 農林課	青梅市	28	A4

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
685	高齢化社会における「ヒト」と「モノ」の移動に関する調査研究～地域交通と物流に着目して～報告書	東京市町村自治調査会	東京市町村自治調査会	28	A4
782	第50回青梅マラソン大会記録集	報知新聞社 ビジネス推進局	報知新聞社	28	A4
	青梅・羽村ピースメッセンジャー2015中学生広島派遣事業レポート	青梅・羽村子ども体験塾	青梅・羽村子ども体験塾	28	A4



要綱・要領等の制定、改廃の状況

<平成28年5月～7月末現在>

件名	区分	所管
青梅市職員退職者感謝状贈呈基準	制定	秘書広報課
青梅市人口減少社会調査研究プロジェクトチーム設置要綱	廃止	企画政策課
青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇談会の公募委員募集要領	廃止	〃
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	契約課
平成28年度青梅市防犯カメラの整備等に対する補助金交付要綱	制定	市民安全課
青梅市の事務等における住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の閲覧に関する事務取扱要領	廃止	市民課
青梅市墓地公園あり方検討委員会設置要綱	廃止	環境政策課
青梅市生活困窮者住居確保給付金支給要綱	改正	生活福祉課
平成28年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	〃
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業実施要綱	改正	高齢介護課
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱	改正	〃
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	制定	子育て推進課
青梅市民間保育所に対する市費補助金交付要綱	改正	〃
青梅市特定教育・保育等実費徴収にかかる補足給付事業費補助金交付要綱	制定	〃
青梅市保育振興会退職共済制度の廃止に伴う配分金補助金交付要綱	制定	〃
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	〃
平成28年度子どもふれあいフェスタ2016事業補助金交付要綱	制定	〃
おうめ！観光戦略創造プロジェクト委員会設置要綱	制定	商工観光課
青梅市特別融資制度推進会議設置要綱	改正	農林課

件 名	区 分	所 管
青梅市立総合病院精神障害者早期退院支援事業協力金支払要綱	制 定	病 院 管 理 課
青梅市立総合病院倫理委員会設置要綱	改 正	"
新生涯学習施設（仮称）基本計画および基本設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制 定	施 設 課

制定された要綱・要領

青梅市職員退職者感謝状贈呈基準

1 目的

この基準は、青梅市職員退職者への感謝状贈呈に必要な事項を定め、在職時の功労に報いることを目的とする。

2 贈呈の基準

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に感謝状を贈呈することができる。

- (1) 定年に達したことにより退職した者
- (2) 本市職員として満20年以上勤務し、退職した者
- (3) 死亡により退職した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 感謝状の贈呈

- (1) 秘書担当課長は、前項の該当者がいる場合は、速やかに感謝状贈呈の手続をとるものとする。
- (2) 感謝状を受けるべき者が感謝状贈呈前に死亡したときは、感謝状はその遺族に贈呈する。

4 実施期日等

この基準は、平成28年5月17日から実施し、同年4月1日から適用する。

平成28年度青梅市防犯カメラの整備等に対する補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域団体または商店街等が当該地域に防犯カメラを設置し、その維持管理を行うに当たり、予算の範囲内において当該防犯カメラの整備等にかかる費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 自治会、PTA、商店街等その他一定の区域の住民が組織し、また

は参加する団体をいう。

(2) 商店街等 商店街および商店街の連合会をいう。

(3) 商店街 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、青梅市長（以下「市長」という。）が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業またはサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。

(4) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ 前記アおよびイ以外で、青梅市の区域内で組織された商店街連合会

(5) 防犯カメラ 一定区域の犯罪の予防を目的として、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示または映像記録のために必要な関連機器等で構成されるものをいう。ただし、当該一定区域の不特定多数の者の用に供される目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。

(6) 見守り活動支援事業 市長が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、当該地区内に所在する地域団体が公共空間における防犯のための見守り活動の推進を図ることを目的として行う事業のうち次の条件を具備する事業をいう。

ア 防犯に関する見守り活動を月1回以上継続して行うことが見込まれると市長が認めるものであること。

イ 商店街のみからなる団体が行う事業でないこと。

ウ 地域団体に商店街が含まれる場合においては、当該商店街の区域以外にも防犯カメラを設置すること。

エ 指定された年度内に完了できる事業であること。

オ 占用許可等が必要な箇所で行う事業を実施する場合においては、当該箇所の占用許可等を受けていることまたは受けられる見込みがあること。

カ 事業を実施する地域において住民の合意形成がなされている、または事業開始までにその見込みがある事業であること。

キ 防犯カメラの設置および運用に当たり、次に掲げる事項が順守されるものであること。

(ア) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(イ) 映像または音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行うこと。

(ウ) 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

(エ) 記録の閲覧は、次のクに掲げる基準で定める防犯カメラの設置目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。

(オ) 外部に記録を提供し、または閲覧させるときは、法令等にもとづくとき、または捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。

(カ) 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者または占有者の承諾を受けること。

(キ) 次のクに掲げる基準を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

ク 次に掲げる事項についての基準が定められていることまたは運用開始までに定められる見込みがあること。

(ア) 防犯カメラの設置目的

(イ) 管理責任者およびその責務

(ウ) 防犯カメラの設置場所

(エ) 防犯カメラの設置の周知方法

(オ) 記録の保管期間、保管方法および廃棄方法

(カ) 記録の閲覧が可能な者

(キ) 記録の閲覧方法

(ク) 記録の外部提供の方法

(7) 防犯設備整備事業 商店街等が防犯対策の一環として防犯カメラを整備する事業のうち次の条件を具備する事業をいう。

ア 前号に規定する事業でないこと。

イ 前号アおよびエからクまでに規定する条件に該当すること。

(8) 防犯設備維持管理事業 前2号に規定する事業により設置された防犯カメラの維持管理を行う事業をいう。

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、見守り活動支援事業、防犯設備整備事業および防犯設備維持管理事業とする。

4 補助金の対象経費

- (1) 補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。
- (2) 補助金の対象経費は、事業実施において地域団体が支出する経費のうち、市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等が確認できるものとする。
- (3) 次に掲げる経費については、交付の対象としない。ただし、アに掲げる経費については、市長が特に必要と認める場合は、交付の対象とすることができる。
 - ア 既存設備にかかる機能維持を目的とした修繕、保守等にかかる経費
 - イ 既存設備の消耗品の交換にかかる経費
 - ウ 土地の取得、造成、補償および使用にかかる経費
 - エ 当該経費のうち、防犯カメラの設置場所およびその本来の効果の及ぶ範囲が近接または重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

5 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 見守り活動支援事業の補助金の交付を受けようとする申請者は、前号に定める補助金交付申請書の提出の際、青梅市防犯カメラ整備事業活動計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 前号の申請者は、同号に定める活動計画書を変更しようとする場合においては、速やかに同号の活動計画書を市長に再提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定により補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- (3) 市長は、第1号の規定による審査等を行い、交付しないことに決定したときは、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

7 事業の内容変更等

- (1) 申請者は、前項第1号の交付決定額を上回る内容の事業を実施する場合、事業内容を著しく変更しようとする場合または事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ青梅市防犯カメラ整備事業等変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定により変更等承認申請を受けたときは、その内容を審査し、変更または中止の内容が適当であると認めるときは、青梅市防犯カメラ整備事業等変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請の取下げ

- (1) 第6項第1号の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- (2) 市長は、前号の規定により申請の取下げを受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付決定取消書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。
- (3) 補助事業者は、第1号に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく同号の申請取下書を市長に提出しなければならない。

9 事業遅延等の報告

補助事業者は、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに青梅市防犯カメラ整備事業等遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

10 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに青梅市防犯カメラ整備事業等実績報告書（様式第10号）に必要な書類等を添えて、市長に提出しなければならない。第12項第3号の規定により補助金の概算払を受けたときも、同様とする。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

12 補助金の支払等

- (1) 補助金は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において交付するものと

する。

- (2) 前号の規定により補助金の請求を受けようとする補助事業者は、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、防犯カメラの設置工事が完了したときに、補助金の全部または一部について、概算払をすることができる。
- (4) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付（概算払）請求書（様式第12号の2）に防犯カメラ設置工事しゅん工届（様式第12号の3）を添えて市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、第2号または前号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

13 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - エ 取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
 - オ 第9項の規定による報告を受け、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難になったと判明したとき。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付決定取消書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

14 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第11項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

15 補助金の経理等

補助金の交付を受けた補助事業者は、事業にかかる経費について収支の事実を明

らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

16 事業完了後活動報告

- (1) 補助事業者（見守り活動支援事業にかかる補助金の交付を受けた者に限る。）は、事業が完了した日から起算して1年を経過する日を含む月の初日から当該日を含む会計年度が終了するまでに、事業完了後の活動状況について、青梅市防犯カメラ整備事業完了後活動報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは補助対象となった防犯カメラおよび防犯に関する見守り活動の現況について市長に報告しなければならない。

17 検査

補助事業者は、市長が青梅市職員をして事業の運営および経理等の状況について検査させた場合または事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

18 違約加算金および延滞金の納付

- (1) 第13項の規定により補助金の交付決定の全部または一部の取消しを行い、第14項の規定により補助金の返還を命じたときは、市長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。
- (2) 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、市長は、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。
- (3) 前2号に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

19 延滞金の基礎となる額の計算

前項第2号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間にかかる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

20 非常災害時等の場合の措置

補助事業者が、非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の

措置については、市長が指示するところによる。

21 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

22 実施期日

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

別表（第4項関係）

対象経費	補助率	補助限度額
防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の整備（購入、取付等）にかかる経費とする。	見守り活動支援事業 12分の11以内 （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	1地域当たり予算の範囲内で防犯カメラ1台当たり60万円を限度に補助する。
	防犯設備整備事業 6分の5以内 （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	
防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の維持管理（電気使用料、供架料等）にかかる経費とする。	10分の10以内	防犯カメラ1台当たり6,000円を限度に補助する。

（様式省略）

平成28年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支

給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者を学童、別表第2に掲げる学校に在学中の者を生徒という。
- (2) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (3) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (4) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (5) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (6) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件については別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

5 実施期日等

この要綱は、平成28年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2項関係）

1	小学校
2	義務教育学校の前期課程
3	特別支援学校の小学部
4	外国人学校の初等部

別表第2（第2項関係）

1	中学校
2	義務教育学校の後記課程
3	中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
4	特別支援学校の中学部
5	外国人学校の中等部

別表第3（第3項、第4項関係）

事業の種類	内 容	支 給 要 件	支 給 金 額	支給期および方法
春・夏・冬季健全育成費の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、春・夏・冬季休業中の野外活動等に参加する費用を支給するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 支給日の前月2日から支給日までに、法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で支給日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所または通学している者を除く。）の者には支給しない。 	1人当たり 3,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
学童服・運動衣の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、「こどもの日」の行事の一つとして、学童服および運動衣の購入費を支給するもの	<p>次の各項に該当し、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 平成28年4月2日から同年5月5日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で、同年5月6日以降おおむね1月以上にわたり継続して保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。 3 1および2の学童・生徒に対する学童服の支給について、別表第1および別表第2に掲げる学校の1年生を除くものとする。ただし、外国人学校在学者は、この限りではない。 4 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所または通学している者を除く。）の者には支給しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学童服 1人当たり 11,400円 2 運動衣 1人当たり 4,100円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

自立援助金の支給	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し、就職する者に対し、就職支度金を支給するもの	次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する生徒とする。 1 平成28年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)の生徒または同年3月中に被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)から就職に伴い転出した生徒とする。 2 別表第2に掲げる学校を卒業し、平成28年4月末日までに継続的な就労に従事するか、または同日までに継続的な就労に従事することが見込まれること。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設(通所者を除く。)から直接就職する者でないこと。	1人当たり 51,500円	1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
修学旅行支度金の支給	被保護世帯の別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生に対し、修学旅行に参加するときに必要な参加支度金を支給するもの	次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯および支給日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯に属する学童・生徒とする。 1 当該事業年度4月1日から同3月31日までに修学旅行に参加する別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生であって修学旅行日現在、被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)に属する学童・生徒とする。ただし、他の事業実施機関により、すでに同一修学旅行に対する参加支度金の支給を受けている者を除く。 2 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。	1 小学6年生 1人当たり 4,300円 2 中学3年生 1人当たり 8,500円	1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

別表第4

生活保護世帯に対する法外援護事業の支給対象とならない児童福祉施設または学校

1	福祉型障害児入所施設
2	医療型障害児入所施設
3	児童自立支援施設
4	児童養護施設
5	特別支援学校(寄宿舎)

青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を、同法第34条の8第2項の規定にもとづき青梅市長（以下「市長」という。）に届け出て行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別紙に定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にもとづき実施する事業のうち、別表に掲げる事業とする。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

4 補助金の額

補助金の額は、前項に規定する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表に定める基準額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする放課後児童健全育成事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金算出書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

6 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）または補助金不交付決定通知書（様式第3号）により放課後児童健全育成事業者に通知するものとする。

7 補助の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費については、別表備考に規定する特定分および一般分の区分を超えて配分の変更を行うことはできないものとする。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を青梅市（以下「市」という。）に返納させる場合がある。
- (5) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。
- (6) 補助対象事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、書面をもって速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または支社、支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容にもとづき報告を行うこと。また、市長は、当該報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させる場合がある。
- (7) この補助金と補助対象事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助対象事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書および証拠書類を事業完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日または市長が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管するものとする。
- (8) 市が実施する放課後子ども教室推進事業と連携し補助対象事業を行わなければならない。

8 申請事項の変更

第6項の補助金交付決定通知書を受けた放課後児童健全育成事業者は、補助金の

交付決定後、第5項の規定による補助金交付申請書または添付書類の記載事項に変更が生じたときは、変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。ただし、補助金の算出に関わらない軽微な変更はこの限りでない。

9 変更の承諾

市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請にかかる書類を審査の上、変更の諾否を決定し、変更承諾書兼補助金交付変更決定通知書（様式第5号）または変更不承諾通知書（様式第6号）により放課後児童健全育成事業者に通知するものとする。

10 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた放課後児童健全育成事業者は、補助事業の完了の日から起算して1か月を超えない日または補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金算出書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

11 補助金の額の確定

市長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書を審査の上、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

12 補助金の交付請求

前項の通知を受けた放課後児童健全育成事業者は、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

13 補助金の交付

市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

14 概算払

- (1) 市長は、放課後児童健全育成事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助対象事業を実施できないと認めた場合は、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。
- (2) 補助金の交付決定を受けた放課後児童健全育成事業者は、前号の規定にもとづき補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

15 交付決定の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の決定の内容および第7項各号の条件その他法令に違反したとき。
- (4) 局長通知の変更その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき。

16 補助金の返還

市長は、次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したとき。
- (2) 第11項の規定により補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超えて補助金が交付されているとき。

17 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

18 実施期日等

- (1) この要綱は、平成28年6月14日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第2項、第3項、第4項関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費
放課後児童健全育成事業	<p>1 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 構成する児童の数が10～19人の支援の単位 1,424,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×26,500円</p> <p>(2) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,706,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円</p> <p>(3) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,706,000円</p> <p>2 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） (年間開所日数－250日)×15,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>3 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数×292,000円</p> <p>(2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×131,000円</p> <p>※ 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所を対象とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
放課後子ども環境整備事業	<p>1 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業所当たり年額7,000,000円（ただし、開所準備経費を含む場合は、1事業所当たり7,600,000円）</p> <p>2 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業所当たり年額1,000,000円（ただし、開所準備</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費

	<p>備経費を含む場合は、1事業所当たり年額1,600,000円)</p> <p>3 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業所当たり年額1,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費とは、礼金および開所前月分の賃借料とする。ただし、開所日と同一年度に支払われたものに限る。</p>	
放課後児童クラブ支援事業	<p>1 障害児受入推進事業 1支援の単位当たり年額1,712,000円</p> <p>2 放課後児童クラブ運営支援事業 1支援の単位当たり年額3,080,000円</p> <p>3 放課後児童クラブ送迎事業 1支援の単位当たり年額435,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員等処遇改善等事業	<p>1 家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1支援の単位当たり年額1,539,000円</p> <p>2 1の「家庭、学校等との連絡および情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 1支援の単位当たり年額2,831,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）および賃金）
障害児受入強化推進事業	<p>1支援の単位当たり年額1,712,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費

小規模放 課後児童 クラブ支 援事業	1 支援の単位当たり年額 532,000 円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	小規模放課後 児童クラブ支 援事業の実施 に必要な経費
-----------------------------	---	--------------------------------------

備考 事業のうち、放課後児童健全育成事業、放課後子ども環境整備事業および放課後児童クラブ支援事業については特定分とし、その他の事業については一般分とする。

（様式省略）

青梅市特定教育・保育等実費徴収にかかる 補足給付事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第3号の規定にもとづき、支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき給食費および日用品等の購入等に要する費用（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することについて必要な事項を定め、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (2) 特定教育・保育等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育もしくは同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育または法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。
- (3) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (4) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

3 補助対象者

補助対象者は、支給認定保護者に該当する者で、生活保護法（昭和25年法律第

144号)の規定による被保護世帯に属するもの(以下「補助対象者」という。)とする。

4 補助対象費用および補助限度額

補助対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)および補助限度額は、補助対象者の保護する子どもにかかる費用とし、次のとおりとする。

- (1) 給食費(法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにかかる副食材料費相当額に限る。) 1人当たり月額4,500円
- (2) 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用 1人当たり月額2,500円

5 補助金の額

補助金の額は、前項各号の規定ごとに補助限度額の範囲で、補助対象者が現に支払った実費徴収額とする。

6 交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、青梅市特定教育・保育等実費徴収にかかる補足給付事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、青梅市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 前号に規定する申請書には、実費徴収額にかかる領収書を添付しなければならない。

7 交付決定等

- (1) 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請者の資格その他必要事項を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市特定教育・保育等実費徴収にかかる補足給付事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、補助金を毎年4月分から9月分までおよび10月分から翌年3月分までの2期に分けて交付するものとする。

8 補助金に関する調査

市長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた支給認定保護者に対し報告を求め、または実地に調査を行うものとする。

9 決定の取消し

市長は、支給認定保護者が偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

10 補助金の返還

市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

(1) 平成28年6月28日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効後に必要となる報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

(様式省略)

青梅市保育振興会退職共済制度の廃止に伴う配分金補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市保育振興会退職共済制度（以下「共済制度」という。）の廃止に伴い、青梅市保育振興会（以下「振興会」という。）に対し、振興会会員への配分金を補てんするための経費を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象経費および交付額

共済制度廃止に伴い、振興会が振興会会員に対して支給する配分金を補助対象経費とし、当該配分金の合計額から振興会の残余財産を除いた額を、予算の範囲内で交付するものとする。

3 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

4 実施期日等

この要綱は、平成28年6月28日から実施し、同年11月1日にその効力を失うものとする。

平成28年度子どもふれあいフェスタ2016事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、子どもふれあいフェスタ2016実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2016事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要

な事項を定め、もって子育て支援および子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、子どもふれあいフェスタ2016実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2016事業とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、子どもふれあいフェスタ2016事業の実施に際し直接的に要する経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、35万円を上限とする。

6 補助金の交付申請

実行委員会は、子どもふれあいフェスタ2016事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、子どもふれあいフェスタ2016事業計画書（様式第2号）および青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

7 補助金の交付決定および通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書および関係事項を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、子どもふれあいフェスタ2016事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

8 補助金の請求

実行委員会は、前項の規定により交付決定通知書を受けたときは、子どもふれあいフェスタ2016事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

9 補助金の支出

市長は、請求書の收受後、速やかに補助金を支出するものとする。

10 実績報告

実行委員会は、事業が完了したときは、子どもふれあいフェスタ2016事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、子どもふれあいフェスタ2016事業補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、実行委員会に通知するものとする。実行委員会は、前号の確定通知書を受領したときは、子どもふれあいフェスタ2016事業補助金精算書（様式第7号）により速やかに精算しなければならない。

12 決定の取消し

市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

13 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第11項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

（様式省略）

おうめ！観光戦略創造プロジェクト委員会設置要綱

1 目的

おうめ！観光戦略創造プロジェクトの推進に関し必要な事項について検討するため、おうめ！観光戦略創造プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）を設

置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 観光戦略の策定に関する事。
- (2) 観光商品の開発に関する事。
- (3) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 観光関係者の代表
- (2) 商工業関係者の代表
- (3) 交通機関の代表
- (4) 金融機関の代表
- (5) 農業関係者の代表
- (6) 市内の文化財に関し知識を有する者
- (7) 学識経験者

4 任期

委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 関係者の出席

委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

8 庶務

委員会の庶務は、商工観光担当課において処理する。

9 実施期日

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

青梅市立総合病院精神障害者早期退院支援事業協力金支払要綱

1 目的

この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6の規定にもとづき青梅市立総合病院（以下「総合病院」という。）が実施する医療保護入院者退院支援委員会およびその他の医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するために総合病院が開催する会議へ、別表に定める地域援助事業者およびその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者（国、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体ならびに家族およびそれに準ずる者を除く。）が出席した際に、総合病院が協力金を支払うことに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 協力金の額

協力金の額は、1事業者当たり1回8,000円とする。

3 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市病院事業管理者が別に定める。

4 実施期日等

この要綱は、平成28年8月1日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、平成30年4月1日にその効力を失うものとする。

別表（第1項関係）

地域援助事業者およびその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第15条の5に規定する地域援助事業者
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス等を行う者
3	健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護および第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者
4	入院前に通院していた、または退院後に診療を受けることを予定する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院および診療所
5	その他医療保護入院者の退院後の生活において特に必要であると認められる者

新生涯学習施設（仮称）基本計画および基本設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

新生涯学習施設（仮称）基本計画および基本設計を策定するに当たり、その基本計画および基本設計の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、新生涯学習施設（仮称）基本計画および基本設計委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員13人をもって組織する。

- (1) 委員長 教育部長
- (2) 委員 企画政策課長、公共施設再編担当主幹、防災課長、市民活動推進課長、子ども家庭支援課長、都市計画課長、まちづくり推進課長、建設部管理課長、建築営繕課長、施設課長、社会教育課長および文化課長

4 委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、施設課長がその職務を代理する。

5 会議

委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、施設課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成28年5月9日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

